

別交付税に回る、こういう勘定に相なるわけでござります。
次の三項でござりますが、三項は、市町村分の公園費につきまして、従来都市計画費の中で見ておったわけでございまですが、それを公園費といふことで独立をさせまして、その測定単位といなしましては、従来の人口集中地区人口に対しまして人口をとる、それからそれに対する補正といたしまして、態容補正及び寒冷補正というものを用いる、こういうことにいたしておりますわけござります。

和四十七年度分の単位費用の改正に関する部分でございます。これにつきましては、経常的経費につきましては給与費等の増を例年ベースで見ておるわけでございますが、投資的経費につきましては著しく従来と変わった点がございます。それは明年度の財政対策といたしまして、交付税が伸びない、税も伸びない、そういうことから例の三千五百億の地方債を増発することにいたしております。したがって、都道府県、大都市部におきまして、投資的経費を事業費補正等を中心にしておるわけでございますが、投資的経費につきましては、こういった関係で道路とか、あるいは河川、港湾、こういったところの経費につきましてはほとんど伸びないか、あるいは若干の減が立つておるところがございます。それから全般的な傾向といいたしましては、市町村につきましてはこれはできるだけ交付税でまかなう、それから大都市、府県等比較的の財政力の強いところは自債に振り向ける、こういうことをいたしますとともに、市町村道あるいは下水道、清掃施設、広域市町村圏あるいは過疎過密、こういったこととにかくわりまする分につきましては投資的経費の単位費用の引き上げをはかつております。

それから一二二ページ日でございますが、「備考」と書いてござります。これは沖縄県及び沖縄県内の市町村がこの五月十五日から復帰をいたしますので、これにつきましては、本土の市町村でござ

いなければまるまる一年分でございますけれども、沖縄県、市町村でございますと五月十五日以降でござりますので、大ざつぱに申しまして十二分の十・五という率を乗ずるということをさせます。

次に二三ページでございますが、第二条は、四十八年度から五十五年度分までの地方交付税の総額の特例でございまして、四十八年度から五十年度までは、この法律の規定によります額に臨時沖繩特別交付金を加えました額から、昨年とことにかけまして、昨年で千二百九十五億、それからことし千六百億借りるものでござりますから、その兩年度分と一緒に合わせまして、昭和五十五年度まで逐次返還してまいるわけでございますが、その額を差し引いた額をもって総額にするのだという趣旨の規定が第二条の改正の規定でございます。そこで、この第二条の改正の中で、沖繩の臨時特例交付金につきましては、ことしはこの親金を五百十億円と置きました。そのうち五月十五日以降の分として四百五十七億円、それの八掛けで三百六十五億円ということになります。来年はその五百十億を国税三税の伸びでスライドいたしまして、その額の六割、再来年はその額の、同様に国税三税の額でスライドいたしました額の四割、その次の年度は同様の額の二割、それで最終年度、すなわち五十年度でそれが終わりまして、五十一年度からは全く臨時沖繩特別交付金といふものはなくなりまして、本土の交付税から一本で配分していく、こういうことに相なります。

それから二四ページから附則でございますが、二五ページの二十七項というのがござります。これは沖縄県及び沖縄県の市町村に対しますこの四十七年度から五十年度までの普通交付税の額を算定いたします際、第十二条第二項の測定単位なり、あるいは補正あるいは基準財政収入額の見込み等につきましてまだ基礎数値といふものが整わらない、こういう理由等がございまして、自治省令で算定方法について技術的な特例を設けようとするものでございます。

それから次の二六ページの三項でござりますが、これは市町村民税減税補てん債につきましてはその償還費を見ることになつておるわけでござりますけれども、御案内のとおり、法人税の臨時増徴の期間はその補てん債の元利補給を停止止するという規定でござります。

それから次に二七ページの五項でござりますが、これは交付税、譲与税配付金特別会計法の一部改正でございまして、先ほど申しました千二百九十五億六千万円、昭和四十六年度の補正の際に借りまして、それから今年度千六百億借りたわけでございますが、この両方を合わせまして、二八ページにございますが、この年度に従いましてこれだけの額を大きめに申しまして返していくという趣旨の規定でございます。あとは技術的な規定の整備でござります。

以上が補足説明の大要でござります。

○委員長(玉置猛夫君) 本案に対する審査は後日に譲ります。

○委員長(玉置猛夫君) 消防法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○杉原一雄君 消防行政上的一般的な問題として、今春の火災予防運動のこと、第二点として東京ヒルトン火災の問題、第三点として婦人消防隊、少年消防クラブ等の運営の問題、あと逐条、法案に従つて二、三質疑を行ないたいと思ひます。

第一点の問題というのは、きわめて平凡な質問でござりますけれども、すでに全国的な火災予防運動がほぼ終わった段階のように思います。富山市のごときは雪が降りますから四月段階に入つてこの運動を実は展開しておるわけでござりますけれども、年々幾々同じことを繰り返す、横断幕に何か書いて流すというような程度のものであつてはいけないと私は思いますので、ことしは新しくふうに行なわれて運動が展開されているものと理解いたしますけれども、町内会長をしております私の

ところへ一通の手紙が警察からくる程度でござりますが、私たちはありませんが、そこで長官に対しても、ことしは、去年の消防白書等からも教訓を見出して運動として新しい目標の設定はなかつたかどうか。そしてまた、それがどのような具体的な展開をして、現在すでに運動がおおよそ総括されている段階だと思いますので、総括点検の結果はどうだらうかというようなことを含めて、一括して御答弁をいただきたいと思います。

は去年もその点を重点に取り上げました。これは御案内のような状況でありまして、どうしてもこの何回か繰り返してこの運動を実施目標として実施する必要があるという考え方でございました。で、その結果、この予防運動期間中に、昨年の四十六年の春の実績と対比して申し上げますと、出火件数は、四十七年は三千四百八十六件、四十六年は三千八百八十三件で、減少出火件数が三百九十七件でございました。で、内訳としては、建物火災が三百三十七件減、それから林野が百四十九件減、それから車両火災が二十四件減。で、反面、増がありました、私たちのほうではその他火災と、こう言っておりますが、たとえば都市の中の空地の草が燃えたとか、あるいはごみ箱が燃えたとか、あるいは下水にたばこを投げた結果、そのまま水にシンナー等が入っておりまして燃えたとか、そういうものをその他火災とまとめておりますが、これが百三件ふえたのでございます。それから死者は、四十七年は百十二名で、四十六年九十三人でありますから十九人の増になつております。出火件数それ自体は、私たちの考え方ました、重点施策にいたしました建物火災が大きな減少を見ておるわけでござりますし、また林野につきましても見ましたのは、一つはたばこ、特に林野は、御案内のとおり、たき火とたばこによる火災がまず圧倒的な数を占めておるわけでございまして、この点が結果としては一応改善をされておる。建物火災については、いま申し上げたような数字でござります。死者の点につきましては、ふえておりますが、これはやはり住宅火災によつてなくなつた方がそのうちの九十五名を占めておるわけでござります。こういう結果でありますて、やはり御案内のとおり、火災のほとんどが、八割ちょっとこえる数字が失火でありますし、かも建物火災がどうしてもこの死者と結びつき、また件数をふやしておる状況でございます。

期消火におきましても、具体的な例としてはたらくやうなことをおこなうべきなうに思ひます。成功させた例は枚挙にいとまないのであります。それで、そなうことで地域単位に家庭の主婦や方々を中心ひつどくして進めなければならぬと私は考へております。それからもう一つは、行政局のほうでいわゆるコミュニティーの活動、いろいろのを展開しております。私のほうからも、いろいろな施設をつくると同時に、そういう具体的な運動を通じて地域の安全を守るということを進めておこなうわけでござります。そういうことで今後家庭で地域ぐるみの防災防火というものにどうしておこなうべきなればならないと、こう思つておおむねですが、ただ一つだけ、たゞことそれから不特定多数の人が出入りする場所の防火対策につきましては、私は今後とも予防運動の重点の中に入れて継続していくかなければならぬ、こういうふうに考へておこなうところでございます。

に、いわゆるホテルを中心に防火設備、避難設備の点検をやらせました。これは、昨年の暮れの韓国における大然閣ホテルの火災の直後に、約一ヶ月かからずホテル、旅館の設備、防災設備といらるもの点検を全部させて、その結果、悪いところは指摘をして改善させるようにしておるわけですが、この点につきましても、あるところでは、設備の適当でないところは、むしろ住民の協力を仰ぐという意味で公表をして、それに沿って積極的にそういう大衆の出入りする旅館、ホテル等を中心とする設備の改善等もやらせたわけでございます。今回の火災予防運動におきまして重点事項の中においてもそれを取り上げ、かつ、具体的な現地におきましては、特定のホテル、旅館あるいは地下街等における防火訓練、避難訓練といふものをそういう所在するところは全部取り上げまして、一つの訓練を実施しておるところでございます。で、なお詳細は、今後まとまりましたならば機会を得ましてまた御報告をしていただきたいと存じます。

をお伺いしたいわけです。

あわせて、ことしの春、富山市で一番有名な繁華街に総曲輪というところがござりますが、十数軒、食堂から発生した火災のために焼けたわけですが、その場合、やはり教訓的に学び得ることは、アーケードの問題、同時にまた、木造と鉄筋との優劣の比較の問題等がきわめて歴然と出ておりまして、結果的には、鉄筋コンクリートでつくられたパチンコ屋さんは、火災があつたその日から店をそのまま引き続いて始めておるわけです。まさに近代文化の皮肉な姿であったと思ひますが、そうした問題等についても、そういう人がたくさん集まるところ、総曲輪でなくてもよろしいのですが、これは一般的な問題として、そういう商店街等の建造物についていまなお多くの問題を持っているんじやないか。その点を明らかにしていただき、また、できればそれを都市計画等の中で自治省あたりで指導をしていかれる点について、やはりこうしたことはすでにやりになつてゐると思いますが、火災という観点から見てないで指導を強化する面があるのではないか。総曲輪のことは御承知ないと存りますけれども、私は、友人の店がござりますので、すぐ国会から帰つて見舞いに行って現場を見たわけでございますが、そういう中から私なりの教訓を学びとつてきましたのでございます。でありますから、要約すれば、ヒルトンの問題、あわせて繁華街のそらした商店街等の防火に対する建造物、家屋建築の問題等を含めて、今日まで強力に指導してこられた重点的なもの、まだヒルトンから学び得たように、今後の指導の重点と申しますか、そうしたものが要約されおれば御披露いただきたい、こういうことです。

たプランデーが燃えて飛び出し、ダクト内に着火したと考えられるわけでございます。ヒルトンの火災が起りまして火災感知器が作動したわけでありありますけれども、出火の場所、つまり火点の確認がなかなかできないで、そしてホテルから火災通報をすることがおくれたということであります。そこで、この火災にあたりましては、ホテルの保安要員が、九階と七階の屋内消火せんによつて、ダクト内に注水をして消火いたした次第でござります。このダクトは、厨房部分と客室の部分が防火隔壁で区画されておりまして、他のダクトのはうに延焼拡大するおそれは全くなかつたわけでござります。このヒルトンの施設につきましては、先ほど申し上げましたように、大然園ホテルの直後に査察を行ないまして、若干欠陥があつたようでございます。たとえば、新しく五階の従業員控え室というところに自動火災報知機がまだ未設置の状態と指摘されておりまして、そういうものにつきましてはその後改善が行なわれているようでござります。全般としては、消防用防災施設といふもののについては大きな欠陥を見ておらないものでございますが、いま申し上げたような点については、さうそく補修を命じて改善をされておるところでございます。で、この問題につきまして、いま申し上げましたように厨房用ダクトに油がやはりはねる、同時にちりがある程度そこに堆積をする。そこに火点が——火が飛び散つて燃えるということでありまして、やはり従来もこの点は指摘されておりまして、この厨房用ダクトの清掃といふことについて、つまりそういう意味の保守管理といふものの徹底をもつとはかる必要があるということがわれわれが得た教訓の第一でございます。それから、火災が発見されましたけれども、通報がおくれておりまして、これはやはり平素の訓練とともに、この通報をすみやかにするといふ体制をもつと強化しなきゃならぬという点が第二点でございます。それから避難誘導の点でございまして、幸いに、構造上他に及ぶよくなしがけにはなっておりませんけれども、宿泊されてい

る方には、避難誘導のための通知というものについてもやはりこれはしなきやいがぬわけではありません。この場合には、客室にそういう放送がなきなきやならぬわけでございますが、いずれにしておきましたでした。もとより、それは一定の指示をして、避難をいま直ちに開始する必要があるのか、あるいはどうなのかといふことを判断してやつておりませんでした。こりいう点はやはりこの火事の具体的な教訓として得たところでござります。こりいう点は、さらに私たちこういう事例をもとにして指導をするという考え方であります。それから第二点の市街地にある商店街の問題でございます。この点は、杉原委員も御案内のとおり、市街地の中におけるこりいうものにつきましては、特別の融資制度で、耐火構造にするように指導を建築行政のほうでやつておるわけでござりますし、私たちも木造商店街のよくなところは、木造としては、どうしても火災の危険、延焼の危険というものが、これは経験的に十分理解できるところでありまして、こりいうところについては、耐火構造のものにせひしていかなきやならぬと、こりいうふうに考えておりますし、そこで、いま都市計画といふやうなお話をございましたが、やはり都市計画の中でもいま申し上げましたよくな方向で商店街の改造といふものを進めていかなければならぬといふふうに感じておるところでござります。特にアーケードといふものにつきましては、あるいはいろんな観点から商店街として設けられておるわけでございますが、消防の活動からいうと、あるいは多少状況によつては障害になるようなことがないとは私は断言できないと思いますけれども、いま設備も、そういうものに対処でござる、たとえば十五メートル程度の屈折はしこ車としまして、したがつて、特にアーケードを消防の自由地からどうしなきやならぬということを積極的に

やはり耐火構造的なものに商店街を変えていく。たとえば鳥取市の去年の火災でも、やはり木造の商店街がかなり大きな焼失面積を出した例がござりますので、こうしたことを考えていくと同時に、やはり防火体制といたしまして、現在、業界の方々がいろいろ研究されておりまして、私たちの消防研究所のほうでもそれをやっておるんですが、商店街単位あるいは地域単位に防災、防犯といふものをシステム化して、同時に、それが一ヵ所で火災になれば直ちに消防署に連絡できるような防災、防犯のシステム化ということをかなり業界のほうでも研究をし、また、消防研究所のほうでもいろいろ相談にあづかっているところでございまして、近く、東京のあるところではそういうものにぜひ着手したい、商店街が一緒になつてそういうものをやりたいという希望のところがあるというふうに承知しております。こうしたことによりまして耐火構造自体と同時に、早期発見、早期通報というものをシステム化するということをぜひ考えていただきたい、こういうことでこの問題に対処したいと、こう思つておるところでございまます。

かいう程度だけでなしに、飛行機に乗った場合の
ような、ああいうようなことをやらせておられる
ところがあるのかないのか、また、そのことが好
ましくあるのかないのか、その辺の実情はどう
なっているか、ちよと聞きたいんですが。
○政府委員(降矢敬義君) いわゆるホテルにおきま
しては、ボーイがお客様の一人一人にいまお
話があつたような指示をするということは、ある
いはやつておるところもあると思ひますけれど
も、私の経験ではございません。それから一般の
旅館、いわゆる日本式の旅館では、着いて座敷を図
上がつたときにある種度の指示をするのがだいぶお
普及しているようございまます。御案内のとおりお
り、いわゆる部屋には非常避難の場合の経路を圖
示したものも置かせておりますし、それから、そ
れよりもやはり非常口を表示する緑色の電灯をつ
けた表示灯を足元のほうに設置するということを
規定も改正して、そういうふうに指導をやらせて
おるわけございまして、いま御質問のようなどう
とがすべてのところで全部行なわれているかどうか
かということについては、私は確信をもって答える
ことはできません。

○杉原一雄君 それで、第三点に移るわけですけ
れども、ちょうど私一月六日に、私の居住地の
富山市の消防出でめ式に市長の招待で参加したた
ですけれども、まあ閲兵ということは当たりませ
んけれども、隊員の並ぶところをずっと観闖をつ
たわけですね。非常に感することは、幹部の皆さま
が勲章みたいなものをつけておられるといふこと
ともこれは問題ですけれども、非常に老年が老舗
化しておるということは、これは非常に目立ちま
す。

その次に、わずかでもぼくは軍隊生活をしたわ
けですから、軍隊はたいへんにより抜きの者がお
るからそれはなんですかけれども、消防隊が並ばれ
ると大中小さまざまの方が並んでおって、何か頼
みがいのある消防隊という印象は受けませんけれ
ども、これはどうあっても常備の場合と違いまし
て、かなり人を得るのは困難だらうというふうに

思います。そうしたことなどもう少し——まあ去年いたいた白書では、一六ページに「消防の人づくり」という項目があるわけですが、その中で「魅力ある消防人」という表現をとつております。これは私は、本来なら「魅力ある消防人」ではなくて「頼みがいのある消防人」というふうに書きかえると同時に、そういう思想転換の中から消防体制の強化が出てくるんじやないか、そういうふうに実は思います。

そういう中で、これまで白書の中の九ページの上から五行目のところに、「婦人消防団員による消防力の充実についてもこれを推進していくなければならない」、一行ほど婦人消防団員のことについて書いてあるわけあります。これは、私のお聞きしたいのは、婦人消防隊ないし少年消防クラブ等の全国的な状況ですね。状況ということは、もしもあれば、常勤——多くは非常勤だと思いますが、常勤、非常勤の関係、同時にまた、どうしても婦人消防隊を編成しなければならなかつた理由、これはおそらく少年消防クラブとは設立の趣旨が違うと思います。同時にまた、そのことがらくる、これでは簡単に「消防力の充実」ということになつていてるわけですが、補う意味における充実なのか、それともそぞせざるを得なかつた、あるいは過疎、過密の問題等もあるわけですから大体見当はつきますが、そういつたことを一度再確認しておきたいのですが、同時に、それらの消防隊、少年消防クラブ等におけるすぐれた面とマイナスの面、これらあたりで男女差を出しますと中沢さんおこりますが、そういうところはやはり消防という激しい業務でございますから、あるのではないだろうかということを考えます。その点ひとつ簡単でようございますが、概括的に報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(降矢敬義君) 私たち、民間の防火防災組織の中に婦人消防隊あるいは少年消防隊といふものを育成することを何年かやってまいりました。で、婦人消防隊につきましては、名前は婦人消防隊でございますが、二種類ございまして、

いわゆる市町村で消防団員として任命を受けて、男子の消防団と同じような組織の中で活動する方が全国で、最近の一番新しい統計で二千百十七人ございます。この方々は御指摘のいわゆる過疎の市町村、漁村、山村におきまして、あるいは一番火災の多い十月から四月までの間、男子の消防団の方々が出かせぎに出られますその留守の間部落を守るという意味で、いわゆる消防団員として活動をすることを前提にして任命されている方々でございます。この方々につきましては、私たちには、いわゆる部落という単位に防火水槽と小型の動力ポンプ、これは重さは六十キロ程度でございまが、こういうものを配置いたしまして、万一火災の場合には、とりあえずそれで初期消火をできる体制にする、その間に常備消防が到着をするというかつこうで、あまり過重な消防活動というようなことをお願いをするのは無理かと存じまして、そういうかつこうで活動を期待しているわけですが、しかし、この方々と同時に、婦人消防隊といわれておるいわゆる消防団員でない方々、これが現在全国で五千五百三十団体、九十八万九千九百人おられます。この方々は名前は予防運動、あるいは、ところによつては家庭の救急、ちょっととした救急処置の普及ということに從事されておるわけでございまして、こういう方々は、いわゆる火災の現場に出で消防活動をすると、いうことは全く期待もしておりませんし、またそういう訓練もいたしておりません。むしろ、家庭の防火、予防、こういうことで、火気使用とかそういうことの実際的なお話を。言ひなれば、いわゆるコミュニティ活動の一環として行なわれるようなかつこうになつておるわけでござります。

火災予防として火の用心といふようなことで呼びかける運動、あるいは、そういうことからして将来防火思想を強く持つて社会に立つてもらおう、こういうよろなことでクラブ活動を主体にやつていただいておるわけでございまして、これが全国で五千百五十団体、四十九万二千人現在活動しておるわけでございます。この人たちにつきましては、現地の消防の方々と協力をして、いわゆる予防運動、呼びかけ運動、こういうことを中心にやつていただきておるわけでござります。この育成指導につきましては、それぞれの現地の消防当局者におまかせしておるわけでござりますけれども、私たちとしては、全国の数ある中から数団体を選んで、毎年三月に、その年の実績を見まして、そうして長官表彰として東京で表彰をするというとをやつておるわけでござります。いずれにいたしましても、この方々はいわゆる地域の防火防災の民間活動団体としてこれを育成をし、今後とも私は、コミュニケーションといふよろなものの活動の中に定着をさせるよう行政局とも十分相談をしてこれを発展させていきたい、こう思つておるところでござります。

○杉原一雄君 それでは、提案の消防法の逐条について二、三の問題を明らかにしていただきたいと思いますが、消防法等の一部を改正する法律案新旧対照表のはうがよきさうですから、それの二ページ、八条三の③のところで、「何人も、防炎対象物品又はその材料に、前項の規定により表示を附する場合及び工業標準化法その他政令」たとえば家庭用品品質表示法の法律などをさすのでありますけれども、この指定表示の問題、これは後ほど政令で出されるわけであります。が、一体どういうことを想定において、政令等が準備ができてると思いますが、この表示の問題、非常に技術的な問題ですけれども、どのよろなことを内容にお考えになつておられるのかお聞きしたいと思ひます。

Digitized by srujanika@gmail.com

はこういうラベルをつける。あるいはカーテンの原反の場合には下げる。スタンプ等の様式を定めることでございまして、それから、たとえば表示の貼付の方法としては、包装されたカーテンの場合には、カーテン一枚につき一枚貼付をする。原反の場合には一巻きに、あるいは一枚ずつ貼付をするというようなことを考えております。

○杉原一雄君 次に、同じく横にすべて三ページですが、そのところに⑤があるのですね。そこで「第一項の防火対象物の関係者は」ということばかりあります。法律用語、ぼくはそうたくさん知りませんけれども、この「関係者」という表現で事足りるのかどうか。これはあとで罰則規定があるわけでしょう、そうすると「関係者」という表現以外にもっと詰めた表現はないものか。これは法技術の問題ですから、いろいろ検討された結果「関係者」という表現になつたのかと思いますが、私の期待するものはもつときわんとして責任の所在を明確にしてもらいたいと、こう思うわけですが、討論の内容がいろいろあつたかと思いますが、私の期待するところのところを、来年まで待たなければならぬといふべきです。

○政府委員(降矢敬義君) 「第一項の防火対象物」は、高層建築物、地下街、キャバレー、旅館、病院等でござります。その「関係者」ということは、高層建築物、地下街、旅館等においてはそういうものを使つておつたのであります。それが七ページの第二項の規定であります。その結果、たとえば防炎カーテン等につきましては、防炎性能を有するものが使わなくていい、そのままいいという規定になつておつたのであります。この古い規定は、そのときに使っておつたカーテン等につきましては、現状はどういう形になつていて、今日の経験によっておつたものであります。それで、今回こういう表示をしてだれでもわかるようにする。それから同時に、高層建築物、地下街、旅館等においてはそういうものを、若干期間を置かないで、かりにこの法律がすぐ公布になって施行になりましても、直ちにそつぱんはならない。そこで私たちは、一定の猶予期間、約一年くらいの猶予期間を置いて、従来防炎処理が必要としないもので現に使つているものについても、一年間の間には必ず全部防炎処理をさせるということ、非常に現実的な、移行の具体的な状況を勘案して若干の猶予期間を設けたわけでございまして、それ以降は、どんな物品でもすべてを用いているところでござります。

○杉原一雄君 その次に、七ページに飛びますけ

れども、そこに附則があるわけですね。附則だから不足を言うのじゃないですが、その2のところで、「昭和四十八年六月三十日までの間、適用しない」と、あたたかい配慮をしてあるわけです。が、昭和四十三年にこの法改正が行なわれて、その点でこの種の討議が行なわれていたはずであつて、いま、これを公布と同時に適用するといふことがどういう点で問題点があるのか、その辺のところ、来年まで待たなければならぬといふことを明らかにして下さい。

○政府委員(降矢敬義君) 御指摘のように、この防炎規制は四十四年の四月一日から施行になります。この古い規定は、そのときに使っておつたカーテン等につきましては、現状はどういう形になつていて、今日の経験によっておつたものであります。それで、今回こういう表示をしてだれでもわかるようにする。それから同時に、高層建築物、地下街、旅館等においてはそういうものを、若干期間を置かないで、かりにこの法律がすぐ公布になって施行になりましても、直ちにそつぱんはならない。そこで私たちは、一定の猶予期間、約一年くらいの猶予期間を置いて、従来防炎処理が必要としないもので現に使つているものについても、一年間の間には必ず全部防炎処理をさせるということ、非常に現実的な、移行の具体的な状況を勘案して若干の猶予期間を設けたわけでございまして、それ以降は、どんな物品でもすべてを用いているところでござります。

○政府委員(降矢敬義君) 消防職員の給料につきましては、市町村の条例でそれぞれきめるわけでございまして、いまお話をありましたように、公安職俸給表を使つておられる団体が職員数で五六名、団体で二三名ござります。それから行政職給料表を適用している団体は、職員数で四四名、団体で七七名となつております。行政職給料表を適用しているところでは、一号から五号までの号俸調整を行なつて一般的の職員よりも優遇しているところが非常に多くございます。この点につきましては、非常に多くございます。この点につきましては、私はこういう給料表の適用の面あるいは待遇の面につきまして、私たちは、市町村の規模等が千差万別であります。こうすることを前提に踏まえながら、全国消防長の会がございまして、そこでもいろいろ給与、人事、教養面からこの問題を取り上げて約一年間ぐらい研究をしてまいりました。いま申し上げたような市町村の規模等、千差万別の状況は、それを踏まえながらやはり警察官等と一緒にされていることは思われませんけれども、その辺のところは、現状はどういう形になつていて、しかも、高いところへこれの水準を持っていく。適用の給料表をそこへ持つていくといふような行政努力と申しますか、そういう努力目標等が年次に設定されているのかどうか、やる気があるのかどうか。最後に、もの言わぬ消防夫ということになりがちであります。私たちも教員生活の中で、やはり教員組合等があつたりして、今日の経済的な条件をかなりぼくらはやっぱり高めてきたことがあります。そのところはやはり私たち全国消防長の方と相談をして、ある程度の基準といいますか、そういうふうに思いますね。自主的な努力によってそれを高めるという、消防職員がそろした自主的に高める力といいますか、それはやっぱり高めてきたらではいけませんので、団結権とか団体交渉権とか、そういうものも憲法にござりますので――それを先進国家で与えておる日本も先進国、大きな国家、大国であるようですが、大国日本がなぜそれをまねできないか。そういうような事情等、非常に高い政治的な問題に関連しますが、いま統一されている消防関係の考え方をお聞かせいただければと思います。

○政府委員(降矢敬義君) 消防職員の団結権の問題につきましては、現在地方公務員法におきまして、現場に働く消防職員につきましては禁止されておるわけございませんが、この理由につきましては、いわゆる消防組織法に書いてありますとおり、公共の安全を維持するということを最大の任務として活動するものでございまして、その団結権については、やはり警察職員と同様に扱うべきものではないかといふふうに考えておるところでござります。しかしながら、御指摘がありましたように、そういう反面、やはり給与の面、待遇の面あるいは住宅の面、特に都市における消防職員の宿舎の問題、こ

ところでございまして、そういう点もあわせて処遇改善については私たち十分な努力を今後とも続けてまいります。

○杉原一雄君 引き続いて「一ページです。

今度は法案に移りますが、消防団員等公務災害補償等共済基金法の第九条の三、福祉施設の問題です。これは改正提起されているは「公務上の災害を受けた非常勤消防団員並びに非常勤の水防団長」云々ということで、福祉施設を「するよう努めなければならない」となっております。法文体系から考へた場合でも、努力規定でございますので、義務規定ということには一躍できない理由は何かということですね、一つは、

その次に、その他消防活動なり水防活動の中

町内会あたりの協力を求めたり、とりあえず、火事やそういうものにはやし馬がつゝもので、

ども、やし馬じゃなくて積極的に防火活動なり水防活動に進んで参加する、いわゆる団員ならざる協力者、こうした人たちが、これは必ず事故なきにしもあらずでござりますから、そういう人たちに対するところの施設のいろいろの問題ですね、おそらく検討されたと思ひますけれども、どういふ意味でこういう中で包括されなかつたか。厳密な意味でもすかしいといふことも想定されます、が、そういったことなど、そんなにぼくはむずかしいことじやないだらうと思ひます。そういう意味で、いま申し上げた努力規定が義務規定にできなかつた間の事情。それから、いま申し上げた団員ならざる人たちの民間協力によって起こつた災害、身体障害者、それに伴う福祉施設の利用、リハビリテーションの問題等含めて、これは挿入することはずかしいのかどうか、これを私の質問の最後にしたいと思ひますが、御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(降矢敬義君) 福祉施設について、い

ま御指摘ございましたように努力目標的な表現に

してござります。この点は、公務災害プロパーの問題でありますと、純粹にこれはいわゆる使用者側の責任で行なう、つまり、反対にいえば相手側

は権利として当然請求するものでござります。

で、その上に、福祉施設ということで考えますと、これはたとえびハビリテーションにおきま

す。しかし、ある程度社会に復帰するための機能回復

補償等共済基金法の第九条の三、福祉施設につ

てですね。これは改正提起された公務災害

の災害を受けた非常勤消防団員並びに非常勤の水防団長

云々といふことで、福祉施設を「するよ

うに努めなければならない」となっております。

法文体系から考へた場合でも、努力規定でござりますので、義務規定ということには一躍

できない理由は何かということですね、一つは、

その次に、その他消防活動なり水防活動の中

町内会あたりの協力を求めたり、とりあえず、火

事やそういうものにはやし馬がつゝもので、

ども、やし馬じゃなくて積極的に防火活動なり水

防活動に進んで参加する、いわゆる団員ならざる

協力者、こうした人たちが、これは必ず事故なきにしもあらずでござりますから、そういう人たち

に対するところの施設のいろいろの問題ですね、

おそらく検討されたと思ひますけれども、どうい

う意味でこういう中で包括されなかつたか。厳密

な意味でもすかしいといふことも想定されます、

が、そういったことなど、そんなにぼくはむずか

しいことじやないだらうと思ひます。そういう意

味で、いま申し上げた努力規定が義務規定にできなかつた間の事情。それから、いま申し上げた団員ならざる人たちの民間協力によって起こつた災

害、身体障害者、それに伴う福祉施設の利用、リハ

ビリテーションの問題等含めて、これは挿入する

ことはむずかしいのかどうか、これを私の質問の

最後にしたいと思ひますが、御答弁いただきたい

と思います。

○政府委員(降矢敬義君) 福祉施設について、い

ま御指摘ございましたように努力目標的な表現に

してござります。この点は、公務災害プロパーの

問題でありますと、純粹にこれはいわゆる使用者

側の責任で行なう、つまり、反対にいえば相手側

午後一時五分開会

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

消防法等の一部を改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○上林繁次郎君 時間がありませんので、ぶつ

けで聞いてみたいと思います。

○上林繁次郎君 時間がありませんので、ぶつ

けで聞いてみたいと思います。

○政府委員(降矢敬義君) 三十六年に消防力の基準が制定されたわけでございませんして、したがって、中身は、ここに書いてありますようなことは全部実施するわけでございません。そのためには、市町村の財源も全部交付税で算定してございます。そういうことで、形式的には国家公務員なり地方公務員の常勤の方々の規定と同じような表現をいたしましたが、それでございませんして、したがって、中身は、ここに書いてありますようなことは全部実施するわけでございません。そのためには、これは四十二年の三月の資料が新しい税で算定してございます。そういうことで、形式的には国家公務員なり地方公務員の常勤の方々の規定と同じような表現をいたしましたが、それでございませんして、したがって、中身は、ここに書いてあります。そのためには、これは四十二年の三月の資料が新しい税で算定してございます。その後は計画的に整備をしてまいりたいと存じます。

○政府委員(降矢敬義君) 三十六年に消防力の基準を定めまして、それに対して悉皆調査をやりま

したのは、これは四十二年の三月の資料が新しい

のでございます。その後は計画的に整備をしてまい

ります。そのためには、これは四十二年の三月の資料が新しいのでございます。その後は計画的に整備をしてまい

○政府委員(降矢敬義君) いま実は新しい消防力基準に基づきまして、消防力整備の五ヵ年計画を今年中に策定する考え方を持っております。そのために各市町村に、県を通じましてそういう立案の素案となるものを求めておるところでございまして、全体の資料はまだ正確には把握しておりませんが、傾向として私たちのつかんだところを申し上げますと、署所、本部・署が九五%、それから人員につきましては四三%、大体似たよ

うなところでございます。それから消防団の関係では、基準どおり一〇〇%、この数字は百十九万くらいの予定をしております。それから常備消防の消防ポンプ車が、これが大体六六%、それからはしご車が五%、化学車が五二%、それから消防艇が一七%であります。それから消防水利のほうは五七%になると思つております。それから消防團における消防力であります。それから消防ポンプは六三%と考えております。

の消防ポンプ車が、これが大体六六%、それからはしご車が五%、化学車が五二%、それから消防艇が一七%であります。それから消防水利のほうは五七%になると思つております。それから消防團における消防力であります。それから消防ポンプは六三%と考えております。

○上林繁次郎君 そこで、私は、たとえば三十六年には消防力の基準が設けられた。それから十年たつておるわけですね、四十六年まで十年たつておるわけですね、四十六年まで十年たつておる。それでしかまだ充足されていない消防ポンプ車が二四%、それから消防水利、これが四八・九%、約四九%ということになつております。

○上林繁次郎君 消防署の数とか、それから消防員、それから消防団員数、それから消防団員数、それが二四%、それから消防水利、これが四八・九%、約四九%といふふうになつております。

○上林繁次郎君 そこで、私は、たとえば三十六年には消防力の基準が設けられた。それから十年たつておるわけですね、四十六年まで十年たつておる。それでしかまだ充足されていない消防ポンプ車が二四%、それから消防水利、これが四八・九%、約四九%といふふうになつております。

今までのおくれを打開するための具体的な対策、これはどういふことなんですか。

○政府委員(降矢敬義君) 同じような、三十六年に基準をつくりまして約十年間持続してまいりましたが、いま申し上げましたような充足率で、大体平均して五〇%から六〇%くらいのところでござります。今回、新たに消防力基準を改正いたしましたのは、新しい時代に対応すると同時に、機械器具といふものがだいぶ機能がよくなりました。それからもう一つは交通事情といふものもよくなつた反面がございます。つまり協力関係がかなり容易になつた面もございます。かたがた、反面、過疎地帯あるいは豪雪地帯ということになれば、そういう事態に対応して消防力の充実をはからなければならぬ。両面を考えて新しい基準をつくるわけであります。先ほど申し上げましたとおり、やはりこの基準に基づく具体的な計画といふものを各市町村ごとにつくりまして、これを一つの目標として、年次計画的に到達するようにしなければならないという基本的な考え方で、四十七年度を初年度とした五ヵ年計画をつくって達成をはかつてまいりたいと、こう思つておるわけでございます。ただ問題は、達成をするときの順番なり、どこに重点を置くかということと同時に、どういう施策を講じていくか、こういうことでございます。都市やそういうところにおきましては、高層ビルその他のがどんどん出てまいりますし、また、コンビナート地帯には特殊の事情がまた生じてまいります。したがつて、私たちはその都市の具体的な状況に応じた整備のしかたをぜひ指導してまいりたい。このためには、やはり財源を相当用意しなければなりません。

○上林繁次郎君 あまりよくわからないんですがね。大臣、いまのとえは国の交付税がそりうつたことで消防——ひもつきじやありませんから消防に幾ら幾らというわけじゃないけれども、しかし、消防体制といふものを、体制といふか内容の充実ですね、これからは非常に大事な問題だと思う。そこで、そういう財源が、市でもって計画された消防に対するいろんな経費ですね、それにいわゆる見てない。たとえば、いま言いましたね、五億六千万が四億六千万、一億が足りない、こういう形になっております。ですから、一億はどつかに削られてしまつたというような感じになるわけですがね、その点を私は何とかしなければうまくない。まず市としても、市の行政を運営する責任者、このいわゆる消防に対する認識不足といふものもあるかもしれません。だから、当初組まれたものをそれに見てない、こういういわゆる姿になつていて。その点を何とかしなければ私は消防体制といふものはなかなか充実できるものではないのじゃないか、こう思うわけです。その点について、大臣のひとつお考えをお聞かせ願いたいと思います。

前にも小谷委員に答えましたのですが、財力は要るでございますけれども、いままでのわが国の消防の実態を、特に、地方におきましては、町村財政の中から見ますに、一部の篤志寄付あるいは町内会の割り当て等によって充実していくと、団員の一般的な給与等も篤志家のものによつてまかなわれておつたというふうな昔ながらの姿が残つておつて、消防運営そのものが近代化されなかつた、そのためには、実際は使っておるんですが、決算面においては財政需要額が出てこないというふうな経過があつたのではないかと思います。相当これが近代化してまいりまして、消防任務こそ市町村のこれは任務であるということから、だんだんその方面に近づいてきているんじゃないのかと、かように考えますので、今後ともその方向で充実さしていきたいと思っております。

ただ、いま御指摘になりました消防基準に対しまして十年たつても五〇%、六〇%、しかも新しい基準を設ける、一方、財政面でながめたら、あるべき姿の金しか使っていないといふなどころに、非常にいま上林委員御指摘のとおりの御疑問も当然だらうと思うのです。これはつくった基準そのものが現在の情勢に向かわしてオーバーであつたのか、あるいはそれに対する各市町村の認識不足か、あるいは基準そのものに至るまでに、より一そう社会経済状態が進歩したものでございますからその進歩について行げずにそういうふうな誤差が起きたか、いろいろ検討すべき問題はあらうと思いますが、何と申しましても、私は基準の策定のしかたにも、消防力というものの実際のあり方といふものが、各市町村の計画的なものがそのまま実情に反映しての基準はつくりがたいようなまだ情勢にあつたというのが一つの根本でないかと思います。今度の策定にあたりましては、五ヵ年計画、いま県に頼みまして各自治体の状態を調べておるのでございますが、実情に合ひた基準であり、実情に合ひた五ヵ年計画を立てるといふことで基準財政需要額をつくり、必要な消防力を強化していくために各自治体の認識を高めまして

やることが一番必要であります。その点、いま最も消防に欠けておりましたのが府県の体制であります。元来、消防は最も住民に密着な姿で行なわなければならぬものでござりますから、市町村消防という形で今日まで成長してきましたのでございますが、今日の段階におきましては、単に一市町村においてこれを完備することができない。広域の範囲によってお互いに助け合うことによって初めてできる。また技術面におきましても、あるいはこれに対するところの防火の器具におきましても、一市町村がこれを持つ能力を越えての必要性が生まれてきておる。そういう意味から、技術の指導あるいはそういうものの整備に対しましても、補完行政としての県の消防に対するあり方、任務や責任が非常に重大化してきたんじゃないかと思います。そういうたたきで、県の消防体制に対する充実を通じまして、基準が各市町村に徹底するよう、実情に応じたように計画が生まれるよう指導していくことによりまして、いま申されました御指摘のギャップを埋め合わせていくように指導してまいりたい。これがいま長官がお答えしたことの概要であるうういまでの、今後ともに御指摘の点努力してまいりたいと存じます。

ね。私は、あの火災がどういう原因でということについてお尋ねするのじゃなくて、今月の十日にも名古屋の五階建てのマンションが火災になつた。そのときにいわゆる各部屋のダクトから煙がどんどん吐き出された、それで煙に包まれた。これはいわゆる新しい一つのケースということだと思ふ。こういったダクトに対する消防体制といいますか、予防体制というか、そういうものが私はこれから考えられていかなければならぬ、こういうふうに思うんですね。そういう点については、どういう考え方でおられるのか。

○政府委員(降戸敬義君) ダクトにつきましては、火災になりました場合に煙道になつていく可能性が多分にございます。で、建築基準法におきまして、ダクトの中には一定の漏度になればダンパーがおりるようなしきけをするように義務づけられておるわけでございますが、どうもいろんな実験によりまして、やはりダンパーがうまく動かなかつたり、それから古くなればまたこの点が、中に入つているものですから点検もなかなか困難だという事情もあるようでございます。いろいろな実験をやりまして、結局、いまのことろ、火災になりました場合にはやはり煙がその中を通り、同時に火が通つて火災を拡大するような可能性がござりますと同時に、消防活動の面から見ますと、ダクトを通つて部屋に煙が流れるために活動が非常に困難になるという面もございます。それで、たてまえ、原則としては、やはりこの延焼防止とかあるいは防煙のために、空調設備は原則として停止するというたてまえでこれをやつておるわけでございますけれども、やはり技術的にもう少しダクトを、空調をはじめとするダクトの防煙、つまり煙の流れないようにする防煙の技術的な検討というものをもつと進めなければならぬような事情にあるのでございます。この点につきましては、私たち消防研究所もありますが、建設省ともよく連絡をいたしまして、実際の火災の実例の上に立つて、このダクトの問題を防火の見地、防煙の見地からもとと研究しなければ

ならぬといふ気持ちを持つております。

○上林繁次郎君 これからのお研究課題である、ういうことですね。

されども、今までの話の中でも私はいろいろ感ずる

われでありますか。これから消防体制といふもの、消防組織といいますか、これは從前どおり市町村の体制でやつて、いこうといふ、こういう考

○國務大臣(遠藤元三郎君) 本来、住民に直結する方なのだからどうかと、もう点ですね、この点ひとつ。

市町村が担当すべきが当然でございまして、予防二、消滅二は、明確消防が必要であるという現状

といふことは、初期消防が必要であるといふ點からも私は市町村消防を充実させていかなければならぬ、かように考へております。ただ、先ほ

とも申しましたように、非常に生活様式が変わつてまいりました。いま御指摘のようなマンション

の生活、ビルの生活というふうな姿になつてしまひましたが、市町村消防だけでは技術的、能力的

にもこれを予防し得ない、一面においては、消防力にたよるのではなくして、はしごの長さが足ら

学の進歩にむかって、金業そのものが自衛手段を講じてもらわなければならない、こういった方向性に進んでおります。反面、地方には玄関消防、ま

た、その上に立つところの府県消防といふものの責任が非常に科学の進歩、生活様式の変化等について

きましまして多くなつてきたんではないか、その意味におきましての私は補完行政としての府県の消防

行政といふものをせひとも強化していかなければならぬ、こういふうな方向で今後消防行政と

かような次第でございます。

て、あまりそういう面まで考へられなかつたんです
ですが、私も自治省に入りましてから非常に痛感
したんでございますが、関係各省との間に、消防
に対する規制というものを非常に密接に連絡をと

りながら進めていかなければならぬということを痛感いたしております。たとえば、通産省におけるところの各生産工場に対する規制のあり方、また、建設省の行ないます建築基準に対するところの防災に対する配慮、そういうものを私たちといたしましては十分に行なつていかぬことには、現在の社会情勢に応ずることができない、かように考えております。根本は、しかし市町村消防でございますので、この面の責任と内容の充実につきましては一番基礎を入れまして臨みたい、このように考えておる次第でござります。

○上林繁次郎君 そうしますと、ここで問題になつてくるのは、市町村の消防体制というものがまずこれが基本である。言つならば、それにまさる体制はないとするならば、いわゆるこの市町村消防の利点、それから欠点、こういったものをやつぱり明らかにしていかなきゃならぬと私は思つんです。そこで、これは消防庁だけこうですけれども、そもそも、消防隊長官でもけつこうですけれども、その点について、利点と欠点についてひとつどういうふうに把握されているか。

○政府委員(降矢敬義君) 市町村の消防、それは、消防組織法第一條にも書いてありますとおり、人命の安全、財産の保全といふことを任務としております。したがいまして、身近なところでそれを果たすということが一番適当なことであります。まして、この点で、市町村が自衛部隊としての消防を持つということは、そういう任務から照らしまして私は最大の利点だと思っております。したがつて、日常生活における住民の安全を身近に守るというための市町村消防ということは、これは、基本的に置いて私はしかるべきだと思っております。しかしながら、反面、生活の様式が変わつてしまいまして、危険物施設が増大してまいる、あるいは数市町村にまたがつてコンビナートといふものができる、こういうふうなことになりますと、その市町村だけでそれを、災害を守るということは実際問題として現在非常に困難でござります。したがつて、この点がある意味では弱点であ

りまして、そこは、まず第一義的には市町村の協力体制をつくる、援助協定を結ぶということあります。が、同時に、防災の責任の一端をになう府県が、その能力の足らざるところを補うというふとによってそれをカバーする。同時にまた、そういう施設 자체においてみずからを守る。要するに、そういう施設も地域社会における施設でありますし、施設における大きな災害が地域社会に及ぶことを施設自身において防御する。こういうことで、自衛消防といいますか、こういうものを充実しなければいかぬ。この点が、当該市町村の力を越える問題として補完体制をとらなければいかぬ。弱点といえば、このところが一つの弱点だろうと思つております。

○上林繁次郎君 やはりこれは、いまお答えになつた問題は、これは効果の面から一応論じられましたね。こういう面が効果があるということなんで、やはりそういう一面もあります。しかし、消防法なり消防組織法というものは昭和二十二年あるいは昭和三十三年當時に制定されたものである。大きな時代的な変遷が今までにあつたわけです。こういう現在の実情といふものをこれは予期したものではないと私は思う。そうなると、やっぱり現在の状態に即応できる体制といふものが必要になつてくる。そのためいろいろと手を打つてゐるわけですから、そこにはいろいろな欠陥が私はあると思う。何といっても、いまの時代の社会情勢に対応できるそういう体制を早く築き上げていかなければならぬといふ、これが私は基本になつてくるのじゃないか、これからは。こう思つんです。そうなると、いろいろと私はいまの市町村消防についての欠陥といふものがあると思うんです。

たとえば、これはお聞きをしてみたいと思うんですけれども、予防査察の問題。予防査察についてどういうふうな効果を今まであげてきておるのか、あるいは、あまり効果がなかつたのか。先ほどのいわゆる消火というような問題だけではなくて、もっと大きな次元でのこの消防といふものを見

考えていきたい、それは理想としてはけつこうなんです。しかし、現実の問題として次々と大火がある、火災が起きる。そのたびにとうとい人命が失われておる。こういう実情。そういう実情に照らして、やはりそういったものを一日も早く解消し、それを防いでいかなければならぬといふ考え方が必要だと思う。それができないということは、どこに欠陥があるのかということを考えていかなければならぬ。そこで、いま申し上げたように、予防查察という点についてどういう効果をあげておるか。たとえば、先ほど長官が言われたけれども、ダクトの問題でも、あたをかぶせるようになつておるんだけれども、それがさびついでうまくあかないとかなんとかというようなことになつておるか。たとえば、大体において、今までの火災というのは、そういう予防查察が十分でなかつたという感じが強いわけです。こういった問題をこれからはどうしていくか。これは、いままではそういうふうに十分行なわれておなかつたので、今後しっかりとやらせますと言うだけでは私は解決できる問題ではないと思う。そこで、その予防查察という点についての効果、あるいはまた、これからどういう姿勢で取り組んでいくか、こういった点についてひとつ。

かといふところに一つの問題点があらうと思いま
すが、これは補完行政としての県におきまして、
消防学校等で教育、訓練をしてもらうことによつ
てその資質の向上をはかり、常設消防で責任を持
つ、そこにそれだけの能力を与えるということに
よつてやつていただくといふことの必要性を痛感
するものでござりますが、同時に、身近なために
かえつて査察がなおざりになつたり、また、やや
を資質の向上によってまかない得るか、あるいは
は、法改正をしていただきましてといふほうの姿
で、抜き打ち検査の方法によつて励行していくか
検討さしていただきたいといふことでお答えさし
ていただきたいのがございますが、いま御指摘にな
りましたような点、今後とも、生活様式の変化に
よりまして十分進めていかなければならぬ行政
の一環であるうと思いますので、御指摘の点、今
後ともに検討し善処してまいるよう指導、運営
でござります。

なお、長官から補足説明させますので、よろしく
お願い申し上げます。

○政府委員(降矢敬義君) 大臣から、先般、小谷
委員の御質問に対しましてお答えしたとおりであ
りますが、要するに、立ち入り検査が十分にいか
ないといふ面のあることは私も否定いたしませ
ん。しかし、反面、この検査をりっぱになし遂げ
ておる市町村も現にござります。したがつて、そ
この評価をどう見るかといふ問題であろうかと存
じます。この点は、私は、やっぱり市町村消防と
いうものを基本に置いて、これを伸ばしていくこ
とについての成果をいすれ取り入れるようになつ
したいと、こう思つておるところでござります。
何といふまでも、やはり、いま、私たち常備消

防の創設ということで、大体ことしで千八百八十
団体くらいこういふ常備消防を持つようになり、
人口で八八%おおうになります。そういうと
ころでは、やはり火災予防といふ見地からの立ち
入り査察といふものを相当力を入れてやつていか
なきなりません。このためのいろいろな障害
が、法律の制度だけではなく、実際の運営上も
あることを私も承知しておりますので、その辺を
踏まえて、この問題、大臣のおしおつたような
方向で少し検討してみたい、こう思つております。
○上林繁次郎君 それでは、予防査察といふもの
があまり効果があがつてないという点、いま大
臣も認めた発言だらうと私も思つてます。そこ
で、なぜそれでは効果があがらないのかといふ点
をどういふふうにとらえているのか、この点につ
いてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(降矢敬義君) 予防査察が効果があ
がつてないといふのは、私たちはそら考えてお
りません。もとより、あがらない場合もあると、
あがつていいなかった場合もあるといふことは、私
も申し上げた点であります。全体が予防査察の
効果があがつてないんだといふのは、少し私は
ちは考え方を異にしております。ただ、最近急速
にここ三、四年自治体消防の常備化といふことを
進めてしまひました。そのところについてやや
欠けるところがあることは事実でござります。そ
こが御指摘の問題でもあり、大臣がおつしやつた
ところでありますので、そこは私たちも十分
もつと検討をして、御提案のような方法がいいの
か、あるいはもつと別な方法がいいのか、そういう
ことを制度と運営の両面からせひ検討さしてい
ただきたい、こう思つております。

○上林繁次郎君 私は、いままでのあれですよ、
たとえばヒルトンホテルですね。この問題、先ほ
ど長官が言われましたよね、ふたがしまるよう
に……、それがしまらなかつたでしょ。それか
ら名古屋の火災もそうですね。今月の十日です
か、これだって各部屋に煙が充満したわけでしょ
う。それがまた、どうといふ人命を失う原因にもな
るということ、こうしたことになると思うので
す。いま長官は、効果があがつてないといふこと
とはないと思つて、私もそう思います。全然あ
がつてないとは言わないで。しかし、大きな
問題が起きたときには必ずそこには欠陥があつた
といふことです。それをどうあなたはとらえてい
るかという問題、これは重要な問題じゃないかと
思ふのです。こういふことも聞きますよ。白浜
の、これは和歌山県ですね、椿グランドホテル、
この間火災を起こしたところですよ。消防署が設
置を指示した煙に対する感知器、これをつけてい
なかつたために発見がおくれて惨事を招いたとい
う、こういふことなんです。これだって消防署が
ちゃんと一応は指示しているのだけれども相手が
受け入れなかつた。まあ端端な言い方をするなら
ば、消防署のほうでも考え方方が甘かつたといふこ
とが言えると私は思います。あるいはまた、具体
的な例をあげるならばたとえば先般千葉で田畠
といふペートが火災を起こした。これはたいへ
んな火災であった。社長までが焼死したといふこ
となんですねけれども、このときの問題も、何回も
いわゆる増築工事をやつておる。そのたんびにス
プリンクラー、これをつけるように指示した。と
ころが、次の増築工事にと、こういふわけです。
その次に、じゃ、やつたかといふとやつていな
い、また言つた、まだ、その次の工事には、こう
いうことです。それで結局ついていな。だから
ね、おそらくそのスプリンクラーがついておつた
ならば、あそこまでいかなかつたのじゃないか、
どういふふうに問題点が多いわけですね。そこで、
私はこれ以上聞くことはしないでくれども、結
ついて答弁をさしていただきます。

確かに、いまおことばがございましたが、なれ
合いといふおことばがありましたが、その点は全
くないと私は思ひません。それは査察をしたあと
の処理が適当でないんであります。査察をした
ときに、私たちは、いつまでに直せといふことを
必ず文書で期限を指定をして出しなさいといふ
ことを再々指導してまいりました。その点が、この
具体的の場合、二つおあげになりましたが、励行さ
れておりません。今回、椿温泉ホテルのこの火災
を契機にいたしまして、和歌山県の場合におきま
しては、全部自治体消防の関係者が集まりまし
て、その点を確認すると同時に、期限までに直さ
ない場合には、むしろ直さないといふ事実を公表
をして住民の協力を求めるといふこと、場所によ
つては告発をするといふことまで申し合わせた
ように聞いております。確かに、いま御指摘のよ
うな姿勢の問題がござります。この点は、こうい
うな多くの人々が、不特定多数の人々が知らない
場所に行つてホテル等に宿泊をする場合における

災害の救助と見地から見まして、確かに、今後もつとて是正をする必要があり、私たちも、さらにあの温泉を契機にして、再度そういう点を徹底させるようにしておりますが、なお、今後とも努力をしてまいる考え方でござります。

それから、職員がなぜ充足しないかといふ御質問でございます。この点は、四十年の不景気を境にして、かなり景気が回復したときに、この方面にくるということよりも他の方面に就職をするという傾向が一般的に強くなっています。これは一般的な傾向でございます。それから、同時に、自治体消防におきまして、不足の問題として、大都市消防と、いわゆる最近常備化して、今後新しく発足しようとする広域消防との間には若干の差がございまして、いわゆる大都市消防の場合には充足率はかなり高うございます。東京都の場合で申し上げますと、条例定数がおそらく一万三千人くらいに対しまして、現在一万二千何百人くらいおりまして、大体三カ月が四カ月に一回ずつ採用試験をして、学校で教育をするような体制になつております。その点と、それから、いま発足いたしました広域消防のところでは――比較的町村部でございます。中にはもちろん市が入つているところもありますけれども、そういう点がありますて、そういうところでは、なかなか若い方を採用をして、この職務に従事していただきたいところには努力を非常に要しております。そういうことで、職業の選択における一般的な傾向もあると思ひます。もとより、給与、手当、その他についての待遇の問題も、一般職員に比べまして調整号俸等を用いて改善をはかつておりますが、それもあるうかと存じますが、非常に最近の町村部における広域化消防としての自治体消防においてはかなり充足が困難になっておる事情がございます。

○上林繁次郎君 そこで、いま長官は広域消防、

そういう立場に立った場合といいますか、いわゆる過疎地帯、こういうところでは充足がなかなかむずかしい、こういうようなお話をのように思えるんですが、いずれにしても足りないことは事実だ。で、都市部のほうは比較的の充足率はいい。それは比較的いいということであって十分であるということではない、基準に対し。私はその辺のところを問題にしているわけなんですが、もつと根本的な問題があると思うのです。市町村消防において職員が足りないという根本的な問題が私はあるというふうに考えられる。それは一つは人事交流が行なわれない。それからもう一つは、したがつて将来に希望が持てない。小さなところに、一つの市に末長く、人事交流もたいてして行なわれないし先行きどうなるのか、そういう状態では先行きどうなるのかわからない、いわゆる将来に希望が持てない。こういうよくな点が職員が定数に足りないという一つの大きな原因になっているのじやないか、こういう感じがするわけなんですが、この点についてどういうふうに考えて いますか。

い原因である。これはいわゆるその人事交流が行なわれるならば私はもつともつとそういう点をきびしくやることができる。これはこういうことを言つてはどちらかと思うのですけれども、たとえば県警察の場合でも、選挙違反取り締まり、その選挙が終わると署長がみなかわつてしまふということ、そのときばつちりやる。これは選挙違反と違つて人命に關係のある大きな影響を及ぼす問題です。起きてから、ああでもない、こうでもないと言つても問題にならないのです。完ぺき——完ぺきといふことは言い切れないかも知れないけれども、そういう方向に向かつて努力をするといふことが私は大事だと思うのです。そういつた点からいえば、私は消防庁のいまの答えはあるつきりない、というわけではないと思うなんて、いいかげんな返事では私は困る。将来希望が持てないと、いうのは事実ではありませんか。いま自治省は、これは余談になつてしまふけれども、自治省株といふのは、うんと上がつてきた、みんなそこに集まつてくる。そういうよくなものが人間の心理とか、人間の考え方とは、自分の将来といふものを見越してかかる人というのは少ないのではないかですか。そういうことからいつても、こういつた点は、私はこれから十分にやはり検討しなければならぬ問題と同時に、市町村消防としての欠陥である。こういうように申し上げたいわけです。

最後のまとめをだんだんやつしていくわけですがれども、たとえば財源問題、先ほどお聞かせ願いましたけれども、財源問題にして、もう昭和二十三、四年ごろの情勢とは違うですから、小さなくといふ、その考え方それ自体がいまの時代にそぐわないということは私は言えると思うのです。私はそう思うのです。それを先ほどの話で、あくまで市町村財政でということなんですねけれども、その辺も私は考え方方にズレがあると思う。そこで、そのお尋ねをするわけですがれども、消防法

の総則の第一条「この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。」、「こうあるのですね。こういうふうに消防法の第一条にあるのですね。そこで今度は、消防組織法の第三章の「自治体の機関」、この第六条、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。」、いわゆる当該市町村の区域における消防を十分に果たすという意味であります。こういう責任を持つている、こういうわけあります。いま消防法の第一条については申し上げたとおり、消防法の第一条は、この消防の働く分野といふのは非常に大きいといふことがいえますね、そうですね。そうすると、いわゆる地震の周期説といふことばがひんぱんにいわれている今日、一たび大地震がくれば、これはたいへんな火災等が生ずるということを予想しなければならない。そういうときに、この組織法によりますと、いわゆる当該市町村の区域における消防を十分に果たすべきであるといふそういう責任がある。そういう任務がある。そうしますと、そういう大地震による震災が起きた。それに伴つて、大地震といふのは火災だけではありません。水の心配も出てくる。あらゆる問題が出てくる。その時その時のいわゆる市体制で間に合うと思うのかどうか。そういう大問題が起きたときに市消防という体制だけで、しかも法律ではそういう自分の区域だけということをうたつてある。それでほんとうに対処できるかどうか、その点どういうふうにとらえておられますか。

○政府委員（降矢敬義君） 地震のよくな複合災害ということになりますと、これは一市町村の全体の機関の問題あるいは一消防の問題ではなくなるわけでございまして、それは国、県、市町村を通しまして住民の安全ということを徹底的に守らなければならぬわけであります。このために、私たちきやならぬわけであります。このため、私たちは消防審議会の答申、それを受けまして、国にお

きまして、中央防災会議において国、府県、市町村の役割りといふようなものについてある程度検討をし、そして、それを具体化するためにさらに、たとえば私たちのほうでいえは担当する部門として、出火防止、初期消火、避難、こういったものを消防として担当して、全体としての活動の中における消防の果たすべき任務といふものを限定をして、そしてそれに従つた計画を立てて、いざ問題が当然そのときに出てくるわけでありまして、そういう事態において、消防の果たすべき任務といふものについては、それれいま申し上げたようなことで、主としてそういうところに力を置き、また救助等につきましても、もちろん消防は救急を担当しておりますが、地震のような場合には救急車だつて自由に動けない、病院だつてそれが自体が活動の低下を来なす。こういう場合には救護所といふようなもの設けて民間組織と一緒にになってやる。そういうときに、消防なり、あるいは消防隊員、消防職員が何をするかと、こうううようなことで、そういう異常災害に対処するよなしがたが必要でありまして、いまお話をようやく市町村がひとり全部災害に対して消防が全責任を負つってすべてをやるんだというのは、具体的な問題として、地震のような場合にはどうてい果たすべき任務といふことをいまして、それに対しては、いま申し上げたような考え方で、消防もその一翼をになつて当然活動をするという考え方でござります。

七

○政府委員(降矢敬義君) 一つは、都道府県知事の指示権といらのがありますて、地震、台風等の異常災害の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長または水防管理者に対して災害防護の措置に關し必要な指示をすることができる。それからもう一つは、消防厅長官の措置でありますか、異常な、ただいま申し上げたような災害が発生した場合においては、都道府県知事の要請があり、かつ必要があると認めた場合には、他の都道府県の知事に対し応援要請をすることができるという規定も、新潟地震を契機にいたしましてこの規定を消防組織法の中に挿入したわけでござります。

○上林繁次郎君 そこで、そろすると防災会議といふのは、いわゆるいろいろなことが練られるのであって、この防災会議それ自体には指揮権がないということですね、防災会議それ自体には。

○政府委員(降矢敬義君) 防災会議そのものにはございません。

○上林繁次郎君 そこで、まあ知事がいまそういう権限があるんだと、こうじうことなんですよ。で、私は、いさとう、そういうときには、こういうような法律がありますということではなくて、たとえば県の警察体制、そういうような警察体制のようない体制といふものが必要にこれからなってくるのじゃないかという、こういうような感じがするわけです。

そこで、最後の結論については、大臣がお見えになつたときに私はお尋ねをしてみたいと思うんです。委員長、そいつたことでその点はひとつ保留しておきます。それで、これで一応終わります。

○中沢伊登子君 だんだんと質問が重ねられてまいりまして、もう私の質問をするのが皆さんと重なる点があるかもしませんが、お答えをいたきたいと思います。

まず第一点は、先ほどからいろいろお話をありましたように、最近高層建築があふえておりま

す。スノーケル車が上まで届かないような例もたくさんあるわけですが、韓国の天然閣のホテルのようなこともありますので、今後どのような消火方法を考えているか、あるいは器具や資材はどのようなものを考えていらっしゃるか。私どもはたいへんいろいろとではござりますけれども、あのテレビを見ておりますと、窓から飛びおりる人を助けるために網のよくなものを持つていつて早く張つたらいじやないかというような感じもしたわけです。その辺をひとつお尋ねいたします。

○政府委員(降矢敬義君) 御指摘のように、現在のはしご車は標準三十三メートルが最高であります。したがつて、一般に十一階以上の建物につきましては、建物自体が火災に対して強いものにしなきやならぬと同時に、それが人の避難、同時に消防活動にも有利なように施設自体がそういうことをしなきやならぬという考え方で、消防法及び建築基準法におきまして防火防災の見地からいろいろな規制を加わえているところでござります。

消防法関係で申し上げますと、一つは、あいう建物にはすべて防火管理責任者というものを置いて、最近の建物でありますと中央防火管理室、防火センターといふものを置いていろいろなシステムを採用して、ボタン式でいろいろな操作ができるようなどういう仕組みを義務づけたわけでござります。それからカーテン等は当然防炎性を有するものをつける。それから屋内消火せんあるいはスプリンクラー、非常コンセント設備、こういふものについては当然非常電源をつけたものをしなきやならぬし、また自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、こういうものについても非常電源を付置したものをつけていることにしております。それからスプリンクラーにつきましても、普通の場合よりも面積を狭くしたものにして、そこに義務づける。あるいは自動火災報知設備についても同様でございます。それから誘導

専灯あるいは非常警報設備の強化、こういったものは放送設備も当然それに含めて設置を義務づける。それから連結送水管といふものにつきましては、途中加压式の装置をつけまして上まで水が上がるようなことを義務づけてございます。それからまた建築基準法関係では、非常エレベーターといふものを設置いたしまして、避難と同時に消防がそのエレベーターを利用して階上に上がるということにしてあるわけでございます。それから防火区画を強化するという措置をしてあるわけでござります。それから十五階以上の階においては、直通階段につきまして、居室から十メートル――普通は二十メートルありますが、歩行距離を、他の階においては二十メートルのを十メートルに短縮する。それから特別避難階段といふのは十五階以上の建物には必ず付置する。それから内装制限、その他排煙設備等を義務づけまして、建物自体が火災に対して強いものであると同時に、万一火災になった場合には、避難、それから初期消火、消防活動をしやすいようにする、こういうしきかけを消防法と建築基準法のほうで義務づけるようにしておるわけでござります。

○政府委員(降矢敬義君) いま申し上げました高層、つまり十一階以上ですか、三十三メートル以上のマンションにつきましては、いま申し上げたような種類のものを義務づけておるわけでござります。ただ、それ以外の普通共同住宅と称せられるマンションにつきましては、いろんな施設について従来多少措置を講してまいりましたが、これは各居室がそれぞれ独立をしておりまして一戸の住宅といふに考えてまいりました。もちろん、それはすべて防火区画で、すべて耐火づくりでございますが、そういう一定の条件にはまるものにつきましては、各戸がそれぞれ独立しておるものというふうに考えておりまして、そこで、たとえば非常警報設備とかあるいは消防器具とか、そういうもののについての設置を義務づけることを免除してまいっております。この点は、発端は、多少家賃にそういう特別なしきけがはね返るといふ配慮もあったよう聞いております。しかしながら、現在、下が商店街で、二階、三階が事務所でそれ以上がマンションであるといふような新しい様式のものがかなり出てまいりましたので、したがつて、そういう状況を考えますと、今まで義務を免除してまいりましたことは私は妥当でないと思っております。この点につきましては、建設省当局とも御相談申し上げまして、たとえば自動火災報知設備を義務づけるとか、そういうふうなことで、少なくとも早期通報、早期避難ということを重点に置いたものについてはまず何としても義務づけておきたい。それから、少なくとも初期消火に役立つような消防器具等につきましてもこれは至急義務づけるように、建設省とも私たち相談をいたしているところでございまして、今後できるもの、あるいは、いまできているものについてもぜひそういうものを義務づけて、になってしまってまる焼けになつたらもう合なしでございますから、建設省との関係もあるでしょ

うけれども、義務づけるべきものはぜひ義務づけます。たゞ、小さな都市でははしご車が何台も何台もはまだそろっていない。私のいまのにつきましては、各戸がそれぞれ独立しておるものといふに考えておりまして、そこで、たとえば非常警報設備とかあるいは消防器具とか、そういうもののについての設置を義務づけることを免除してまいります。この点は、発端は、多少家賃にそういう特別なしきけがはね返るといふ配慮もあったよう聞いております。しかしながら、現在、下が商店街で、二階、三階が事務所でそれ以上がマンションであるといふような新しい様式のものがかなり出てまいりましたので、したがつて、そういう状況を考えますと、いままで義務を免除してまいりましたことは私は妥当でないと思っております。この点につきましては、建設省当局とも御相談申し上げまして、たとえば自動火災報知設備を義務づけるとか、そういうふうなことで、少なくとも早期通報、早期避難ということを重点に置いたものについてはまず何としても義務づけておきたい。それから、少なくとも初期消火に役立つような消防器具等につきましてもこれは至急義務づけるように、建設省とも私たち相談をいたしているところでございまして、今後できるもの、あるいは、いまできているものについてもぜひそういうものを義務づけて、になてしまつてまる焼けになつたらもう合なしでございますから、建設省との関係もあるでしょ

うけれども、義務づけるべきものはぜひ義務づけます。たゞ、小さな都市でははしご車が何台も何台もはまだそろっていない。私のいまのにつきましては、各戸がそれぞれ独立しておるものといふに考えておりまして、そこで、たとえば非常警報設備とかあるいは消防器具とか、そういうもののについての設置を義務づけることを免除してまいります。この点は、発端は、多少家賃にそういう特別なしきけがはね返るといふ配慮もあったよう聞いております。しかしながら、現在、下が商店街で、二階、三階が事務所でそれ以上がマンションであるといふような新しい様式のものがかなり出てまいりましたので、したがつて、そういう状況を考えますと、いままで義務を免除してまいりましたことは私は妥当でないと思っております。この点につきましては、建設省当局とも御相談申し上げまして、たとえば自動火災報知設備を義務づけるとか、そういうふうなことで、少なくとも早期通報、早期避難ということを重点に置いたものについてはまず何としても義務づけておきたい。それから、少なくとも初期消火に役立つような消防器具等につきましては、これは至急義務づけるように、建設省とも私たち相談をいたしているところでございまして、今後できるもの、あるいは、いまできているものについてもぜひそういうものを義務づけて、になつてしまつてまる焼けになつたらもう合なしでございますから、建設省との関係もあるでしょ

うけれども、義務づけるべきものはぜひ義務づけます。たゞ、小さな都市でははしご車が何台も何台もはまだそろっていない。私のいまのにつきましては、各戸がそれぞれ独立しておるものといふに考えておりまして、そこで、たとえば非常警報設備とかあるいは消防器具とか、そういうもののについての設置を義務づけることを免除してまいります。この点は、発端は、多少家賃にそういう特別なしきけがはね返るといふ配慮もあったよう聞いております。しかしながら、現在、下が商店街で、二階、三階が事務所でそれ以上がマンションであるといふような新しい様式のものがかなり出てまいりましたので、したがつて、そういう状況を考えますと、いままで義務を免除してまいりましたことは私は妥当でないと思っております。この点につきましては、建設省当局とも御相談申し上げまして、たとえば自動火災報知設備を義務づけるとか、そういうふうなことで、少なくとも早期通報、早期避難ということを重点に置いたものについてはまず何としても義務づけておきたい。それから、少なくとも初期消火に役立つような消防器具等につきましては、これは至急義務づけるように、建設省とも私たち相談をいたしているところでございまして、今後できるもの、あるいは、いまできているものについてもぜひそういうものを義務づけて、になつてしまつてまる焼けになつたらもう合なしでございますから、建設省との関係もあるでしょ

うけれども、義務づけるべきものはぜひ義務づけます。たゞ、小さな都市でははしご車が何台も何台もはまだそろっていない。私のいまのにつきましては、各戸がそれぞれ独立しておるものといふに考えておりまして、そこで、たとえば非常警報設備とかあるいは消防器具とか、そういうもののについての設置を義務づけることを免除してまいります。この点は、発端は、多少家賃にそういう特別なしきけがはね返るといふ配慮もあったよう聞いております。しかしながら、現在、下が商店街で、二階、三階が事務所でそれ以上がマンションであるといふような新しい様式のものがかなり出てまいりましたので、したがつて、そういう状況を考えますと、いままで義務を免除してまいりましたことは私は妥当でないと思っております。この点につきましては、建設省当局とも御相談申し上げまして、たとえば自動火災報知設備を義務づけるとか、そういうふうなことで、少なくとも早期通報、早期避難

うけれども、義務づけるべきものはぜひ義務づけます。たゞ、小さな都市でははしご車が何台も何台もはまだそろっていない。私のいまのにつきましては、各戸がそれぞれ独立しておるものといふに考えておりまして、そこで、たとえば非常警報設備とかあるいは消防器具とか、そういうもののについての設置を義務づけることを免除してまいります。この点は、発端は、多少家賃にそういう特別なしきけがはね返るといふ配慮もあったよう聞いております。しかしながら、現在、下が商店街で、二階、三階が事務所でそれ以上がマンションであるといふような新しい様式のものがかなり出てまいりましたので、したがつて、そういう状況を考えますと、いままで義務を免除してまいりましたことは私は妥当でないと思っております。この点につきましては、建設省当局とも御相談申し上げまして、たとえば自動火災報知設備を義務づけるとか、そういうふうなことで、少なくとも早期通報、早期避難

うけれども、義務づけるべきものはぜひ義務づけます。たゞ、小さな都市でははしご車が何台も何台もはまだそろっていない。私のいまのにつきましては、各戸がそれぞれ独立しておるものといふに考えておりまして、そこで、たとえば非常警報設備とかあるいは消防器具とか、そういうもののについての設置を義務づけることを免除してまいります。この点は、発端は、多少家賃にそういう特別なしきけがはね返るといふ配慮もあったよう聞いております。しかしながら、現在、下が商店街で、二階、三階が事務所でそれ以上がマンションであるといふような新しい様式のものがかなり出てまいりましたので、したがつて、そういう状況を考えますと、いままで義務を免除してまいりましたことは私は妥当でないと思っております。この点につきましては、建設省当局とも御相談申し上げまして、たとえば自動火災報知設備を義務づけるとか、そういうふうなことで、少なくとも早期通報、早期避難

○政府委員(降矢敬義君) 現在、火災現場に向かうときに、昼間非常に交通が混雑しておって、これが障害といえは一つの障害でござります。それから、御案内のとおり、火災のときに現場に消防車両の優先通行あるいは火災現場における火消警戒区域の設定等によつて、一般の人たちの出入りを禁止したり、あるいは早く追い越していくという規定はあります。具体的な問題としては、なかなかこれが現場活動では妨げになつておることござります。それからもう一つは、消防せんあるいは消防水利の防火水槽等設置されておるところがございますが、ここのことろにいろんな車があつたり人が集まつたりすると困るわけでござります。この点につきましては、昨年の道交法におきまして、消防水利あるいは消防せんの標識が設置されてあるところについては駐車禁止の規定を設けていただきましたので、この点は解消されたところでござります。

○中沢伊登子君 そのやじ馬の問題はほんとうに御迷惑だと思ひますが、こういうことをもう少しPRする方法はないものかどうか、こんなことを私ども常々思うわけです。

それで、今度は消火器の問題に移るわけですがれども、消火器の寿命というのはどのくらいあるのですか。この前も一度消火器のことでおつと御質問いたしましたけれども、消火器の寿命について、それから消火器についてのアフターケアア、これはどのように業界同士でされているか、その辺を伺いたいと思います。それからもう一つは、この前も質問をしたわけですから、詐欺行為的な販売について今後どう対処していくか、その三點、お伺いしたいと思います。

○政府委員(降矢敬義君) 消火器につきましては、いま、寿命の問題であります。大体五年を目途にして生産されているのが普通でございます。
それから、アフターケアの問題であります。これは消火器によりまして詰めかえをするものでございます。こういう詰めかえを行なう際に販売業者がアフターケアをするというようなことで、業界自身としても、消火器の性能というものの保持ということは、彼らの業務のために非常に大事なことでありますので、私たちは、業者に、いままのようなことで定期的な点検整備をする、あるいは組織的にそういうものを行なうような指導をしております。と申しますのは、この消火器のみならず、業界にはいろんな施設がございます。こういうものにつきまして大事なことは保守管理であります。この保守管理の問題につきましては、多少部分的に、業者とその設置をした施主との間で契約を結んで部分的にはやっておりますが、これを私たちは組織的なものにして、保守管理を全国的な組織あるいはブロック単位の組織でこれをやらせなければならぬということで、いま、寄り寄り業界ともこういう保守管理を中心とした組織をつくらうじゃないかということで相談をしておるところでございまして、こういうものができ上ります前までは、いま申し上げましたような指導をして、業界をしてやつてもらうようにしておりますけれども、これじゃ、なまぬるいと思つております。したがつて、やっぱり保守管理の組織をつくつてこれを担当するようなことで、専門的にやつてもらうようなことをぜひ考えたいと思っておるところでございます。

なつておるのは御案内のとおりでございまして、検定マークというものが必ずついておる。したがつて、その点をぜひ確かめてからこれを購入するようにしていただきたいということ、それから、できればよりの消防署に相談をして、そして消火器を確認をするということをやってもららうように消防署にぜひそういう体制を。そういうことをP.R.するように指導をしておりますし、また予防期間中には、このことをぜひ励行するようにも指導したわけでございます。しかしながら、この前にお話がございましたとおり、消火器の販売体制といふものは、どうも流通機構が一般的のものに比べまして必ずしもしっかりと組織の上に立つているとは言いがたい場合もござります。これは、この前中沢委員からも御指摘のあつたところでございます。こういう点は、結局業界自身の信頼用の問題にもかかわりますので、再三そういう販売組織の確立ということにつきましても申し上げましたし、現在もまたその点で予防講を中心に業界と話し合ひをしているところでございます。そういうことで、ゼヒルートに乗せたものとして販売するようにならなければなりません。

とは結局、しかも局限をされることは炭化繩ビ系のものであればそれに伴う有毒ガスを当然発生いたします。しかしながら、これを処理しない場合においては一面すぐ火になってしまいます。そうして、より多くのガスを発生することになります。同時に、それは天井に火を燃え上がらせて全体が火炎とガスになります。したがって、この煙を、防炎をしたために煙は絶対に発生しないんじゃなくて、煙の発生量が、しない場合に比較してはるかに少ないということと同時に、それが天井にすぐ火炎として上がるということを防止するということによって、防炎処理をする効果のはうがはるかにガスの関係から見てよろしいと、いろいろふうに考えております。

○中沢伊登子君 それからいろいろラベルをつけられますね。それはJISマークがつくんだろうと思ひますし、それからもう一つは、自治省側で定めてる何かラベルがあるんですか、JISだけでなく、それは何種類あるんでしょうか。

○政府委員(降矢敬義君) この法律で予定しておりますものは四種類ございまして、一つは、カーテンにつきましては家庭用品品質表示法による表示がございます。するようになるはずでござります。それから工事用シートにつきましては、これは工業規格、JISマークを現在つけております。それから合板につきましてはJAS、日本農林規格によるマークが使われております。それからもう一つは、消防法によるマークを原反とかそうです。そういうものにつける、四種類考えております。

○中沢伊登子君 これはだいぶ前の話ですが、JISマークについてずいぶん大きな違反がありましたね。その点はひとつ十分気をつけてください。これから来年の六月までにカーテンを設置さんがえられることになるんでしようけれども、ホテルだのマンションだの、いろいろなところで。そろしますと、一ぺんにまた違反まで起きて、これこそJISマークのついた防炎カーテン

ンですといふやうなことで、ああいふやうな違反が起こらないようにひとつその点は十分御注意をしていただきたいと思います。

それから次に、消防署の救急車、これはたいへん評判がよろしくあります。お産のときも出でていただけたり、何かたいへん皆さんに喜ばれておりますが、消防活動のときの出動と一般救急活動のための出動との比率がどれくらいになつておりますか、ひとつ聞かせてください。

○政府委員(降矢敬義君) 四十六年の救急出動件数は九十九万八千三百九十二件でございますが、約百万件になんなんとしております。これに対しまして、出火した場合にどのくらい出動したかと云ふお話をございますが、出火した場合の出動件数は、実は統計をとつております。しかしながら、四十六年の出火件数は六万三千件でござりますから、最大限見ても、九十九万のうち六万三千件というところでございます。

○中沢伊登子君 ちょっと伺つてびっくりしました。そうしますと、それくらい救急活動に出られましたね、もしも深夜だのいろいろな普通の昼間の時間でないときの出動が多いかと思いますが、そのときの特別手当というふうなものは出るのですか。

○政府委員(降矢敬義君) 交付税でその点の手当を特別に見ております。

○中沢伊登子君 それではもう一つ、最後にお伺いして終わりますが、非常勤の消防団員ですね、それから非常勤の水防団員、こういう人の手当はどのくらい出しているのですか。私ども、その水防団員の話はあまり聞いたことはないのですけれども、非常勤の消防団員の手当というのは一年間で千円か二千円とかいうふうに、それこそ微々たるものだと聞いておりますが、お聞かせいただきたい。

○政府委員(降矢敬義君) 消防団員が出動した場合には一回一千二百円ということで交付税の計算をしておりまます。それに基づいて各市町村は条例で支給することになりますが、お聞かせいただいているところとが三三百円という低い額をまだ出しているところもございます。四十五年に七百円であったのを四十六年に千二百円に引き上げたわけでありまして、引き上げた額で交付税の処置をつけておるところでございます。この点につきましては確かにまだ低いと私も思つております。しかし、同時に市町村によりますと、いま言つたように三百円とか四百円、ところによつては全然支給をしていないという市町村もまだかなりござります。ずいぶん指導はしてまいつて改善されてまいりましたけれども、全然支給していない市町村もござります。こういうところは多少考え方方が違うようでございまして、もう少し私たち支給していないようない町村についても考え方をまとめてみたいと思つておりますが、昔流の考え方で支給していなよいよなところもござります。こういう点については今後もぜひ改善をしてまいりたい、こう思つております。それから水防団員につきましても、大体水防関係は、充実するといつても、消防団が割合から九割くらいまで兼務しているわけでございまして、同じ人が水防にも従事しているところでございまして、手当については私のほうでそういうふうな処置をしているところでござります。

○中沢伊登子君 非常勤の消防団員ですけれども、どこか仕事をしていてもつとめている火事などいえばすぐにその仕事を放棄して飛んでこなきゃいけない。こういふお話を私はよく聞かされるわけですから、いま消防庁の長官のおっしゃるように、これは昔なら何といいますか奉仕的な気分があつたし、責任感があつたし、それで済んでおりましたけれども、最近はなかなか昔のような気分ではそのまま通用しない時代ですから、その辺は十分に消防団員あるいは水防団員の人々が報いられるように、そしてまた、全然出していないところがあつたり、出すところがあつたりといふようなことでなくて、交付税でちゃんと見てもらつてあるなら、その辺を十分何といいますか、か通達をして、同じようにしてあげていただくよ

うにひとつ努力をしていただきたい、このように思つります。

○河田賢治君 私の質問はこれで終わります。

○河田賢治君 予算委員会のほうに出ておりまして、ほかの委員の質問と重複すると思いますが、ごかんべんいただきます。

今度の消防法の改正にあたつて、まず最初に開いておきたいのは、消防協会ですか、というのがありますね、日本消防協会ですか。これに何ですか補助金がだいぶ出でておりますね。これは、これが補助金がだいぶ出でておりますね。これは、これは

しほどのくらい出る予定になつておりますか。また、この協会の性格ですね。そういうものをちょっと教えておいていただきたいと思うんですけど、それが、役員とか職員とかいるものはどうぞくらいいおるものか。

○政府委員(降矢敬義君) 本年度の補助金は三千三百万でござります。財團法人でございまして、役員、職員はいまどのくらいあるのか、ちょっとと手元に資料ございませんが、役員は、評議員が各県の消防協会長だったと思ひます。それから、あとブロック単位に、協会の代表者として副会長制度をとつております。職員はどのくらいおるのか、ちょっとと手元に資料ございませんので、いまお答えできませんので御了承願いたいと思いま

す。

○河田賢治君 今度のこのカーテンの防炎について、キャラバン、劇場、それから地下街、高層建築、旅館、病院と、こういうふうに並んでいるのですが、これなんかにはかなり——日本防炎協会というものが出来て、パンフレットですね——これには、いま飲食店というのがありますね。飲食店といましてもいろいろこれには段階があると

期間を、これを加工した場合のかりに期日を入れて、そうしてそれを過ぎればだめだ、これは無効だ、かえなければならぬといふことになるのじゃないかと思いますが、この辺の技術的な方面から見まして、一定の有効期間、これをまた調べる場合には、消防署がずっと入つて全部それを点検していくそれだけの力があるのかどうか、ずいぶんこれは多くなりますから、この辺のところをちょっと聞きたいと思うのです。

○政府委員(降矢敬義君) 予防課長にお願いします。

○説明員(永瀬章君) カーテンの防炎処理をいたしましたものの有効期間でございますが、これは、ものによりまして非常に大きな違いがござります。したがいまして、一般的には、あと処理で

いたと思うのです。

○政府委員(降矢敬義君) 飲食店は全部でござい

ます。

○河田賢治君 これは自治省の管轄ではないと思ひますが、大体お客様の集まるところというのがありますし、それから飛行機、船、これは消防庁の管轄外かもしませんが、大体それはどういふうになりますか。

加工をいたしました場合には、二、三年はそのままであれば効力が続いてまいりますが、あと処理のものは水に溶けやすい関係がございますので、先生御指摘のように、洗たくをした場合は一般的には能力が欠けてまいります。で、なお現在では加工処理の方法につきまして技術的に進歩しつつあるところでございまして、二、三回の洗たくではなお効力を残すような処理方法も次第に開発されております。したがいまして、一見いたしまして、まだ効力が残っているかどうかということ是非常に判断しにくい問題でございまして、この点、今後の方針をいろいろ考へたいと思っておりますが、でき得れば、端ぎれのようなものを何かつけておくといふような方法も今後の行政指導の上では考えなきやならないのではないかとうよろしく考えております。

○河田賢治君　はつきりそれがしていませんと、点検に行つた場合に、これはどうも消防法の違反になるとかいろいろなことがあれば、これは勧告から、加工して、大体いまの技術でどうだといふようなことが一般にもわかり、それで、それがいつ加工されたかぐらいは何か標識でもつけないとこれははぐいが悪いと思うのです。そして

○河田賢治君　常備消防力のあるところは一応基準もあり、また、人間もそれに全力を投するわけですから、この基準といらうのがやりやすいのですが、されども、そうでない、最近の、先ほど委員の中からも発言がありましたように特に農村です。

○河田賢治君　常備消防力になる人はいないといふところが非常に多い。したがつて、火事もそんなにしょっちゅうあるわけじゃないですけれども、しかし自分が、三十年前に火事があつたとき四十多年前に火事があつたとか、一生のうちに一回ないし二回くらいの火事しかないところがあるわけですね。しかし、それによつても大きな火事になつた。これは、ことしの三月二十七日の農業新聞に出でるのですけれども、たとえば岩手県の一戸で、ここなども火事がありまつたけれども、ほんどの人が出かせぎに出でつた。した

がつて、消防車が着いたのが三十分後なんですね。しかも、山奥ですから消防車が五、六台来てね。水ためも何もない。したがつて、ちよろちよろ川が流れておりますけれども、その川を使って消火することができなかつた。ですから、これは五軒十一棟総なめで、三十三人が被災しておると五に対し六十三とか、あるいは岩手県にしても六十六が五十三とか、そのほか消防員その他でも三割くらいしかいっていらない、よくいつて四割四分とかいうふうに、吏員の問題がありますが、基準は、大体現在の消防のいろいろな機械、それから設備、これらの能力から、大体日本の大部分の都市なり、それから消防団、消防が基準にはば達

○河田實治君 大体わかりました。やはりいま農村地域は、御承知のとおり非常に経済的にも困難な状態ありますし、また、農村の経済を、工業を導入したりいろいろな事業を政府も試みておりますけれどもなかなか進まない。したがつて、財政的にもほとんど自立できるような財政状態ではないといふんですから、どうしてもここは政府も腹をきめて、ここらに対する交付税なんか、できるだけ消防力をうんと盛り込んで強くやっていくとかいろいろな方法で、とにかく身体なり財産の安全をはかるということがやはり何といつても大切なことなんですから、その点は、自治省としましてもその方向でひとつやつていただく。また、補助金制度なんかいろいろ問題がありますけれども、身体、生命に関するような問題はできるだけ早く一応の段階まで引き上げることが大事だと思うわけですよ。ですから、消防の基準なんかもできるだけ急いでもらひ、また、過疎地域におけるこういった体制やまた非常勤の人々の訓練、あるいはまた消防の能力を高める問題、研修等々も、やはり単に家だけではなくて山火事なんかも相当多発しておるところもござりますから、そういうところから重視的にひとつこの方向で完備するよう進めさせていただきたい。こう希望して質問を終わります。

○委員長(玉置猛夫君) ちょっと速記をとめて。

○上林繁次郎君 速記を起こして。

○上林繁次郎君 大臣、今までいろいろお話を答え頗ったわけですが、それで結論としまして、消防組織法、これは二十二年、消防法が二十三年、こういふように制定されているわけです。時代が違いますね。ほんとうにこれから消防体制といふものはこの当事考えられたものではとても追いつかない、こういう感じがするわけですよ。そこでいろいろな欠点を申し述べてきたわけです。そこで、大臣が中止しましたので、その間にいろいろとお尋ねしたわけですが、予防検査の問題で、これはどういうところにその効

果があがらない原因があるのか、こういう問題があります。これはなれ合いといふ、こういう問題であります。一つの問題点じゃないかと、こういつたようなこと。それから消防職員が充足されない。こういう問題点については、希望が持てない、したがつて、人事交流の活発にできるような体制をつくるべきではないか、こうしたことですね。それから財源措置の問題にしても、これは現在の市町村ではあまりにも弱体である。これからこの消防の財源を、これをまたなしていくだけのものはとてももう無理である。こういうところからこの財源の問題が起きています。それから地震の周期説とかそういう問題にからめて、大震災等が起きた場合には、これはもう消防の活動する範囲といふものは非常に大きくなるわけです。そういうことについて指揮系統がはつきりしていない。こういうようなことをあげてきたわけです。

そこで、五分間と言いましたが、まだ二、三分ありますね。先ほど長官は、組織法の第二十四条の二をあげて、知事にこういう権限があるのだということを言われたわけです。あえて読みません。これはあくまでも「必要な指示をすることができる」ということなんですが、これは指揮権ではない。ですから、私の言っているのは、指揮権を持たず、いわゆるそういう体制が必要じゃないか、こういうことを言っているわけですね。こういうことを申し上げて、結論的には、これからつづましては、補完行政としての府県のあり方といふものを強化していくという方向で臨みたいと思います。その際、現在の消防のこの法制の面あるいは立ち入り検査権等につきまして、法改正を行なうことがよいかどうかということにつきましては今後十分検討をしていただき、御趣旨に沿うような実があがるよう検討を加えさせていただきたい、かよろに考えるものでござります。

○上林繁次郎君 最後に私は、いま大臣がおつやつたように、警察の体制が市から県に移つ

た、それと同じように、だから消防やるべきである。したがつて、県の段階での消防体制、こういうものに切りかえていくべきである。こう思ふに考える。そのためには、いわゆる消防組織法あるいは消防法にもかかって来るかと、こう思はぬけれども、抜本的な改正を必要とするのでないか、こういふに私は思うわけです。いわゆる県段階での消防体制に移行すべきである。

そのため、この消防組織法あるいは消防法、これまでの抜本改正を行なうべきであるといふうに私は思うわけです。その点についての大蔵の見解を

申します。そこをひとつ誤りないように、今まで語めてきたことをもう一度あります。一つの問題点じやないかと、こうあります。立ちはだかりでございます。立ち入り検査権の問題につきましても、ほかの委員から御指摘もございました。しかし、消防といふ本來の任務、これは基礎的地方自治体であるところの市町村が第一義的に責任を持たなければならぬ行政である。警察行政等が市町村自治体警察から府県自治体に変わつてしまひました経過等も、戦後の時代の変遷によりまして状態が変わつてきました。ということもございましょうが、この点、警察行政と消防行政の根本的なあり方といふものに、私は警察が府県に移つたために消防もそうあるべきじゃないかといふことは直ちにくみしかねるのをございまして、やはり消防行政は第一義的責任は市町村にあると、こういう姿で強化してまいります。とともに、いま御指摘になられましたような分につづましては、補完行政としての府県のあり方といふものを強化していくという方向で臨みたいと思います。その際、現在の消防のこの法制の面あるいは立ち入り検査権等につきまして、法改正を行なうことがよいかどうかということにつきましては今後十分検討をしていただき、御趣旨に沿うような実があがるよう検討を加えさせていただきたい、かよろに考えるものでござります。

○上林繁次郎君 御異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

消防法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

二、この農地課税に關して設けられるあらゆる機
関に対し農業者の代表が參画することを明確化
すること。

第一三七九号 昭和四十七年四月六日受理
市街化区域内農地の宅地なみ課税是正に關する請
願

請願者 高知市一宮徳谷 泉重幸外千五百

二十四名

紹介議員 濱田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。